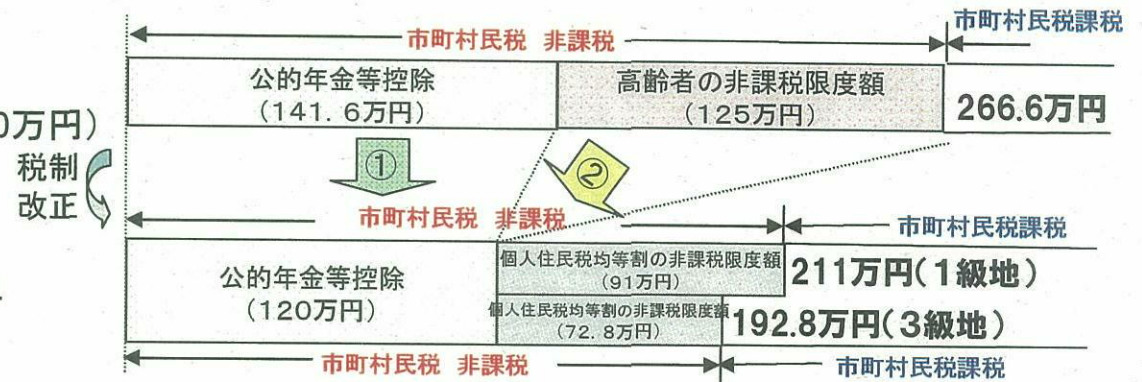


税制改正の影響を受けた者に対する介護保険料の激変緩和措置について

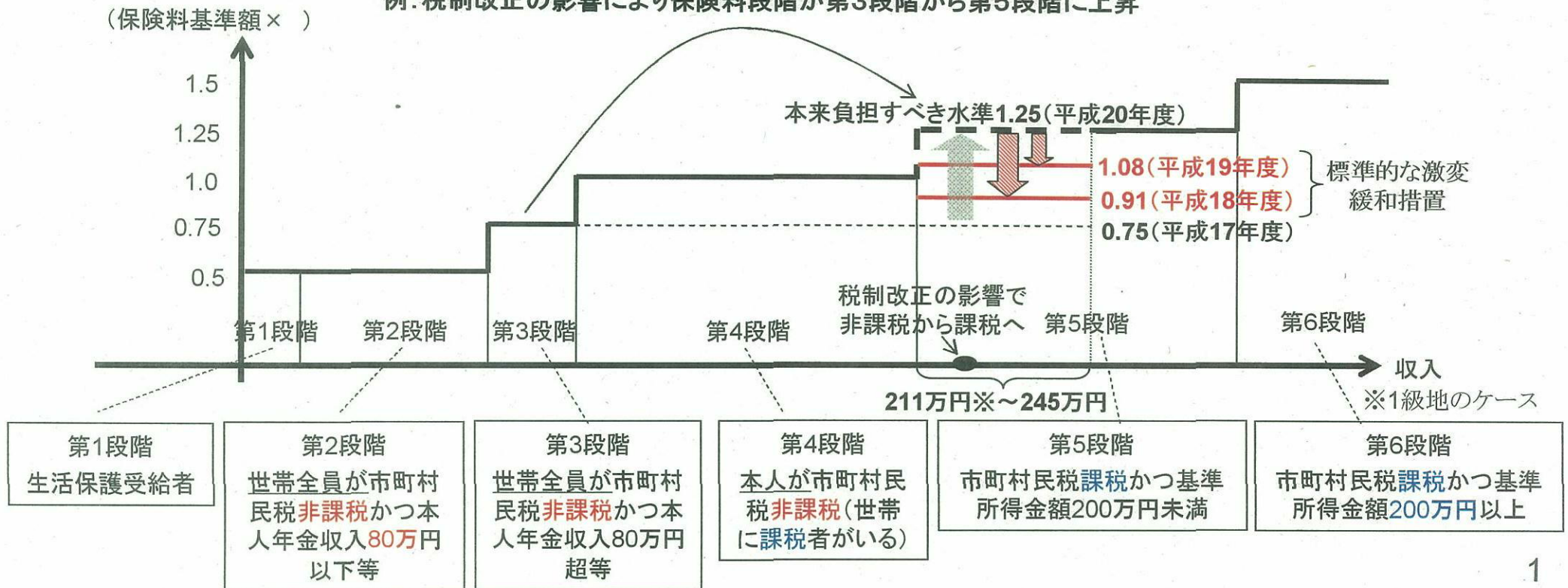
19年度までの激変緩和措置

[税制改正の内容]

- ① 公的年金等控除の最低保障額の引下げ(140万円→120万円)
(平成16年度改正)－所得税・住民税
- ② 高齢者の非課税限度額(合計所得金額125万円)の廃止
(平成17年度改正)－住民税



例: 税制改正の影響により保険料段階が第3段階から第5段階に上昇



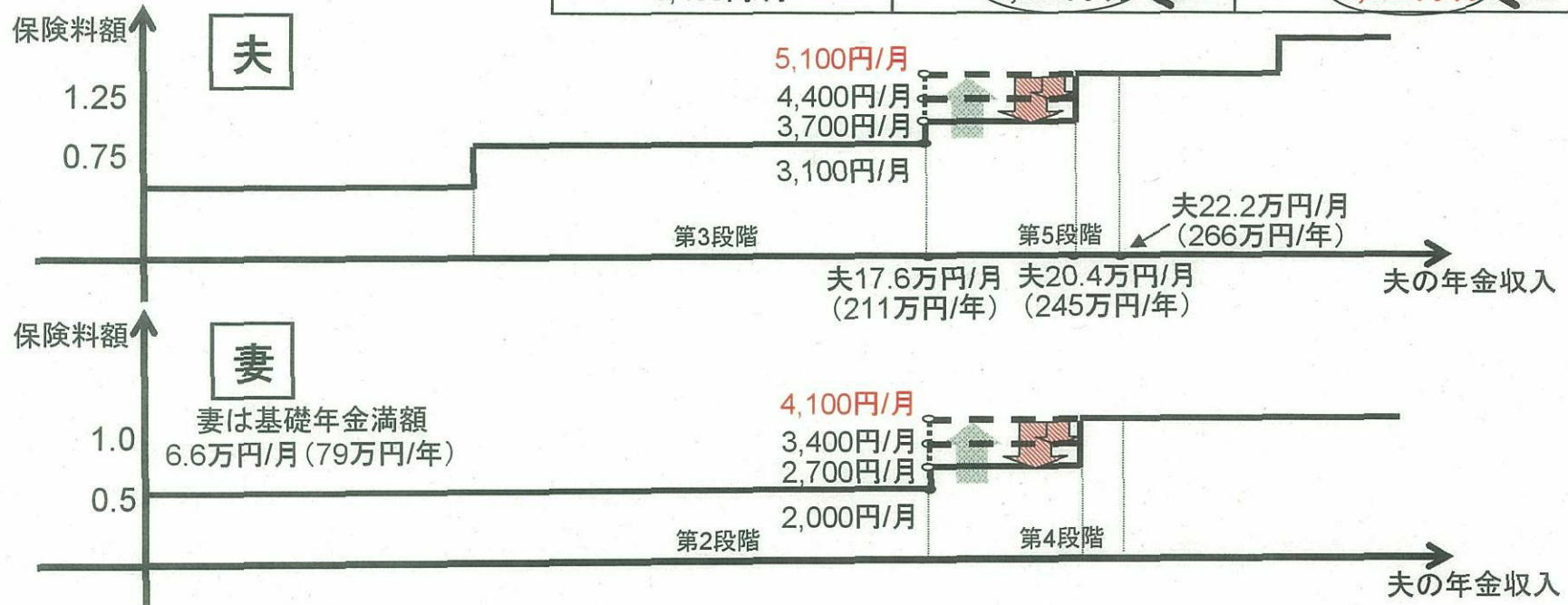
平成18年度以降生じた問題①

激変緩和措置が講じられているにもかかわらず、保険料の上昇額が大きかった。さらに、20年度においては、実際の保険料額と税制改正の影響を受けなかった場合の保険料額との比率が、夫婦世帯で、1.5倍から1.8倍に上昇する。

| | 平成17年度 | 税制改正の影響を受けない世帯 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 夫 | 2,450円/月 (旧第2段階) | | 3,100円/月 (第3段階) | 3,100円/月 (第3段階) | 3,100円/月 (第3段階) |
| 妻 | 2,450円/月 (旧第2段階) | | 2,000円/月 (第2段階) | 2,000円/月 (第2段階) | 2,000円/月 (第2段階) |
| 計 | 4,900円/月 | | 5,100円/月 | 5,100円/月 | 5,100円/月 |

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 夫 | 3,700円/月 (激変緩和) | 4,400円/月 (激変緩和) | 5,100円/月 (第5段階) |
| 妻 | 2,700円/月 (激変緩和) | 3,400円/月 (激変緩和) | 4,100円/月 (第4段階) |
| 計 | 6,400円/月 | 7,800円/月 | 9,200円/月 |

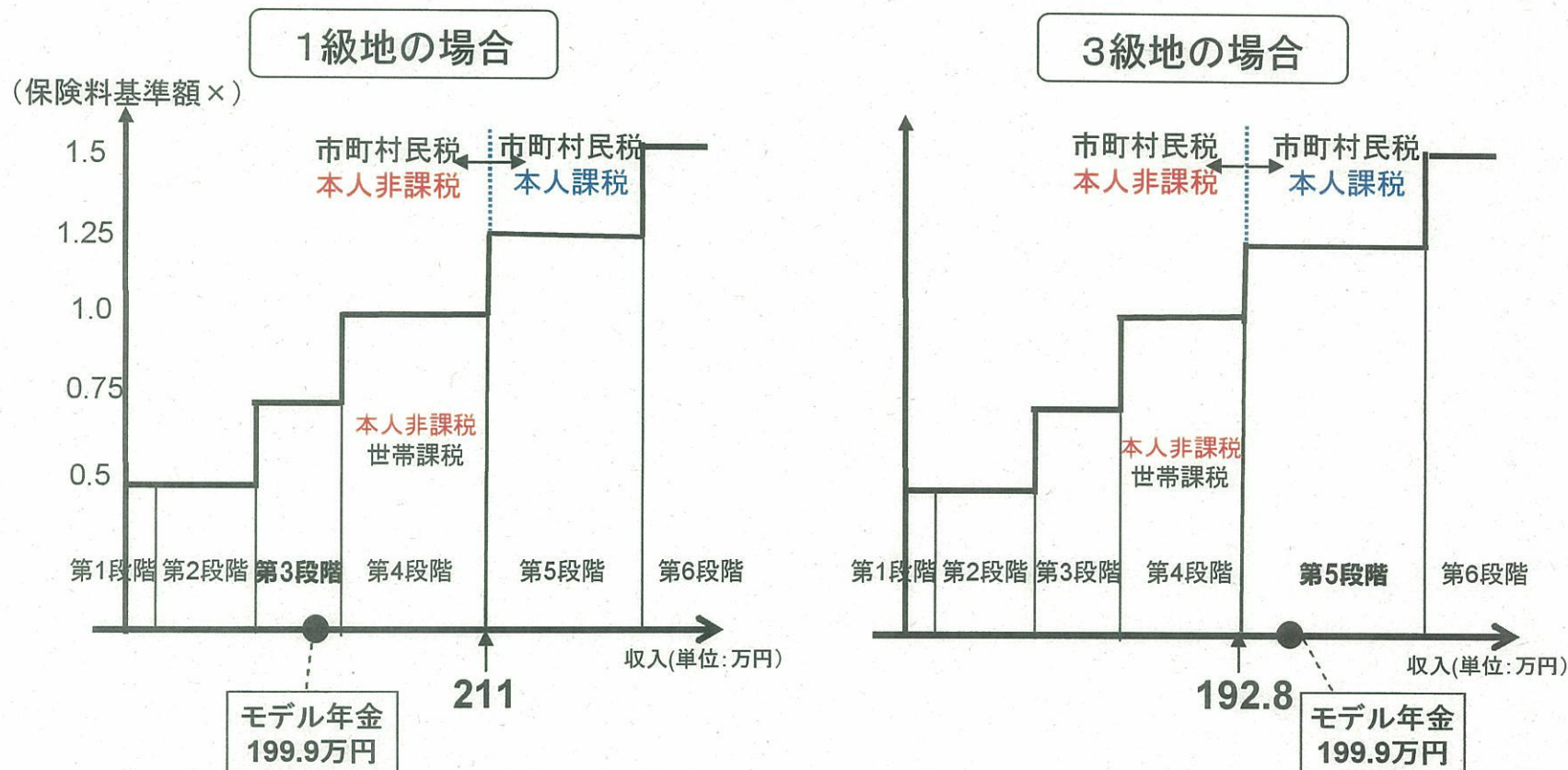
税制改正の影響を受ける世帯
例: 年金収入: 夫211万円超+妻79.2万円



平成18年度以降生じた問題②

例えばモデル年金世帯においては、地方（生活保護3級地）の方が、都市部等（同1、2級地）より介護保険料負担が大幅に増えるという状況が発生し、20年度においてはさらにこの地域間格差が拡大する。

※モデル年金世帯における生活保護級地別の違いによる負担増の影響（年額）（夫199.9万円、妻79.2万円）

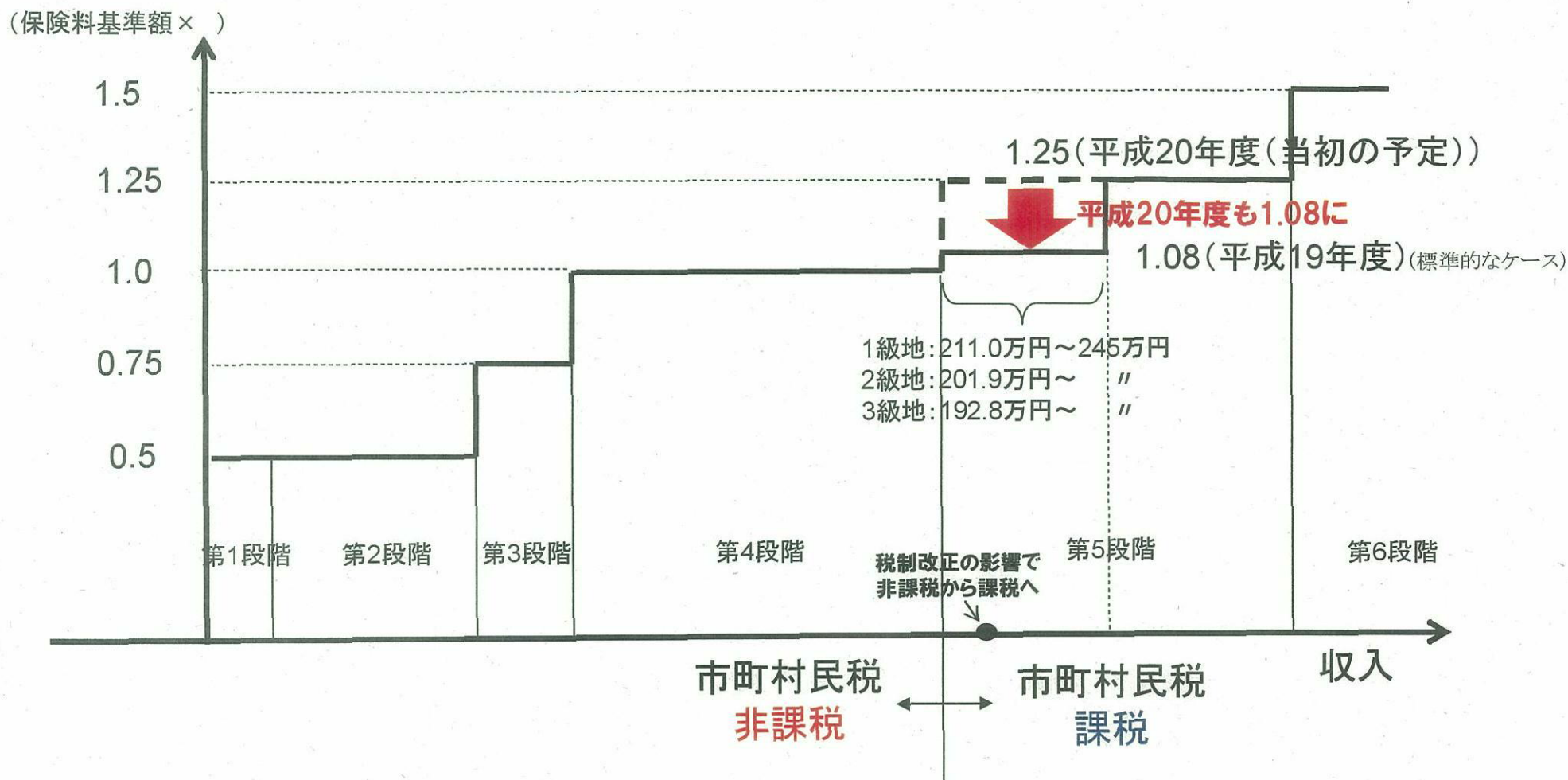


| 平成18年度 (激変緩和1年目) | | | 平成19年度 (激変緩和2年目) | | | 平成20年度 (激変緩和終了) | | |
|---------------------|--------|----------------------|---------------------|--------|----------------------|--------------------|--------|----------------------|
| 1,2級地 | 3級地 | 差額 | 1,2級地 | 3級地 | 差額 | 1,2級地 | 3級地 | 差額 |
| 5,100円 | 6,400円 | 1,300円 (年15,600円) | 5,100円 | 7,800円 | 2,700円 (年32,400円) | 5,100円 | 9,200円 | 4,100円 (年49,200円) |

平成20年度における具体的な対応方法

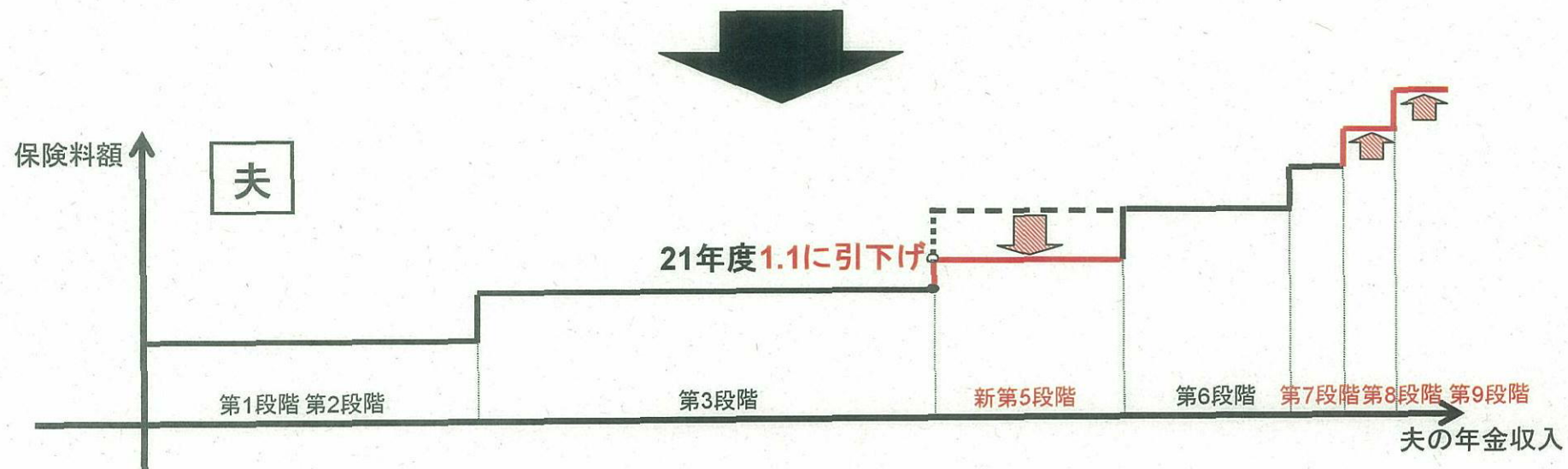
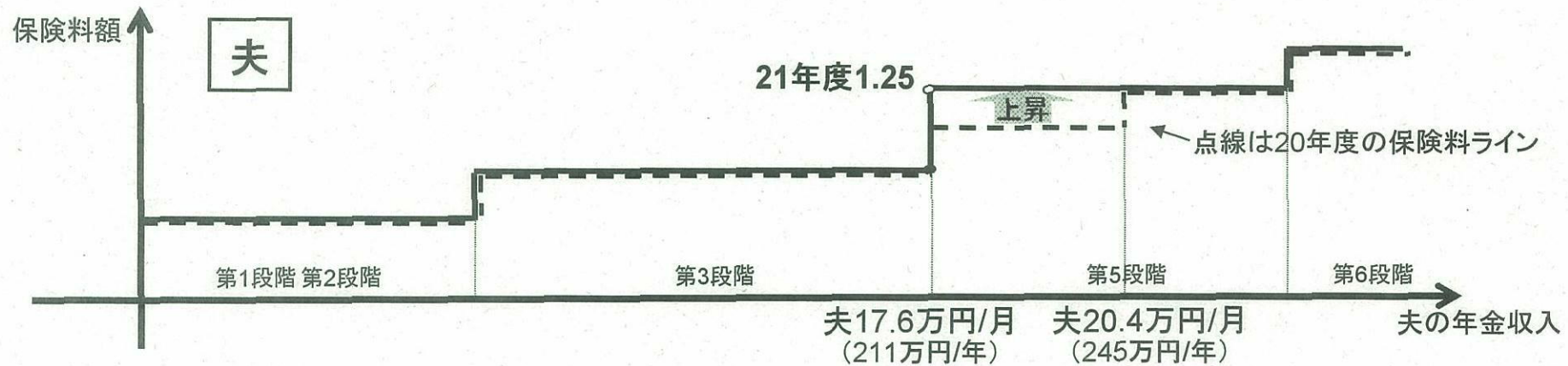
税制改正の影響を受けた方の平成20年度の保険料割合は、(平成19年度の1.08から)1.25に上昇する予定であるが、保険者の判断により、**激変緩和措置を継続し、平成20年度も1.08に据え置くようにする**。この措置により、

- ① 保険料の上昇を抑え、実際の水準と税制改正がなかった場合の水準に対する比率を1.5倍程度に留めるとともに、
- ② 1、2級地と3級地の間で生じる保険料の格差拡大(32,400円→49,200円)を抑えることが可能となる。



平成21年度以降の保険料に係る対応について

- 21年度の対応については、20年度に激変緩和措置を継続した保険者において、税制改正の影響を受けた者の保険料が21年度に大幅に上昇することのないよう、新たな多段階設定による恒久的措置を採用してもらうよう周知を徹底する。
→ 税制改正の影響を受けた階層の料率を低めに設定することができる。
- 22年度以降の対応については、介護保険料在り方検討会において、検討。



(参考)

◎介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

附 則

(保険料率の算定に関する基準の特例)

第四条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の算定に係る新令第三十八条第一項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。)及び新令第三十九条第一項の割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に規定する者

二 前号に規定する者と同じの世帯に属する者であって、平成十八年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者

四 前号に規定する者と同じの世帯に属する者であって、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額(新令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。)を保険料により確保することができるようにするものとする。

◎地方税法等の一部を改正する法律

附 則

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 (略)

2 平成十八年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三百十条の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千円」とする。

3 (略)

4 平成十九年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新法第三百十条の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「二千円」とする。

5～9 (略)